

そうだんしえん
『相談支援について』
きかんそうだん
～基幹相談ってなに？～

なかくしょうがいしゃきかんそうだんしえんせんたー
中区障害者基幹相談支援センター

そうだんしえんせんもんいん
相談支援専門員

いけがみ
池上

きよし
清

しょうがいしゃ そうだんしえん せつめい
障害者の相談支援についての説明をします。

みな きかんそうだんしえん せんたー し
皆さん、基幹相談支援センターを知っていますか。

わたし はたら そうだんしえんせんもんいん
私は、そこで働いている相談支援専門員です。

わたし やくわり はな
では、まず私の役割についてお話ししますね。

1 きかんそうだんしえん せんたー そうだんしえんせんもんいん しごと 基幹相談支援センターの相談支援専門員の仕事は、

しょうがい ひと かぞく せいかつ こま こと なや そうだん う
障害のある人や、その家族の生活のいろいろなこと、困り事や悩みについての相談を受け
することです。

2 そうだんしえん しゅるい おお わ おも きかんそうだんしえん とくていそうだんしえん 相談支援の種類には大きく分けて、主に2つ「基幹相談支援」「特定相談支援」というもの があります。

ほいんと はな
なるべく分かりやすくポイントだけお話ししますね。

(1) きかんそうだんしえん しょうがいしゃ きかんそうだんしえん せんたー 基幹相談支援（障害者基幹相談支援センター）

しょうがい しゅべつ ねんれい かか しょうがいしゃ かた かぞく せいかつ しごと
障害の種類や年齢に関わらず、すべての障害者の方とその家族のみなさんの生活や、仕事
などをしていく中で、どのような事で困っているのか、どのような助けが必要なのか？を、聞
いて、なや いっしょ かいけつ む かんが しょうがいふくしきーびす た こうてき
悩みごとを一緒に解決に向けて考えます。そして、障害福祉サービスやその他の公的
な支援(制度にある支援)につないでいきます。この(しょうがいしゃきかんそうだんしえん せんたー)は、ひろしまし
かくく みな じゅうしょ く きかんそうだんしえん せんたー
各区にそれぞれ1つずつありますので、皆さんの住所の区にある基幹相談支援センターに、
なに と あ
何かあれば問い合わせをしてください。

しょうだんしえん せんたー しえん せつめい
相談支援センターは、どのような支援をすところか説明します。

わ おお せつめい
分かりやすくするために、おもなもので、大まかな説明になります。

○相談を受ける人についてです。

- ・障害（身体、知的、精神的、発達障害、難病など）のある本人や家族の人が対象です。

○支援する相談の内容です。

- ・不利益な行為（被害を受けるなど）や配慮のない環境から守るために必要な支援です。
- ・ぎゃくたいから守ったり、防いだりする支援です。
- ・自己決定を大切にして、必要な情報を提供して、いろいろな手続きのお手伝いをします。
- ・金銭管理などの成年後見制度について説明し、制度を活用へのお手伝いをします。

つまり、年齢や障害の種類を問わない「よろず（なんでも）相談窓口」です。

(2) 特定相談支援

障害福祉サービスなどの利用希望のある人について、福祉サービスを支援するための計画「サービス等利用計画案」を作成します。利用できるまでの手続きや申請のお手伝いをします。そして、障害者福祉サービス関係事業所（ヘルパーステーション等）と連絡をとったり調整を行ったりして「サービス等利用計画」を作成します。その後は一定期間ごとに「モニタリング」として利用している本人と一緒に計画が希望通りに進んでいるか、不都合がないかなど話し合いをして、必要に応じて「サービス等利用計画」の見直しを行いながら支援します。

『相談者とのやりとりで』

○相談者

「相談に来る人のめんどろな話はき（聞）かんのじゃないですか？」

●私・・・「いや、しっかり聞きますよ。」

○相談者

「相談は期間限定ですか？」

●私・・・「いや、時間がかかっても、何回でも話を聞きますよ。」

きかんを聞き間違えないようにしてくださいね。

相談支援をするときの、私のモットーは、「ていねいに話を聞いて、いつも、相談者に寄り添って支援を続けます。」

「私のきかんは機関車だと思っています」

スピード出ないかもしれないし、スマートな走りはできないかもしれないけれど、機関車(基幹者)きかん君は、様々な相談を伺いながら、皆さんと一緒に走りますよ。



では、「出発進行しまーす。」 「♪支援は続くよどこまでも♪ ポー！」

テキスト資料編 『相談支援の実際』

ここからは、実際に相談に来られた方のお話を聞いて、私が支援を行ったことを話します。皆さんも「自分も同じような経験があったな。」とか「今、同じようなことで悩んでいるな。」と振り返りながら話を聞いてくださいね。

この資料は、4つのそれぞれ内容の違う相談支援の内容です。そのために相談で、お話しする福祉サービスや相談機関なども出てきますので、事例(本当にあった話)ごとにサービスや制度の内容、機関の役割について説明をするようにしました。

障害者福祉サービスには、国の制度と自治体(ここでは広島市)の制度があります。国の制度を「障害者総合支援法」、自治体の制度を「地域活動支援事業」と分けて説明をします。主には総合支援法の内容になります。

障害者総合支援法とは、みなさんが住んでいる地域で生活するために、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした法律です。

ちいき かつどうし えんじぎょう し ち たい しちようそん ちいき せいかつ ひろしまし ひつよう
地域活動支援事業は自治体（市町村）が地域で生活するために、広島市が必要だとおもって

おこな じ ぎょう じつ そうだんし えんじぎょう ちいき かつどうし えんじぎょう
行っている事業です。実は相談支援事業も地域活動支援事業です。

これからしょうかい じれい なか ひと みな しょうかい いどう し えんじぎょう
これから紹介する事例の中に、もう一つ皆さんに紹介したい移動支援事業もあります。こ

じ ぎょう ちいき そうだんし えん じぎょう じぎょう せつめい
の事業も地域相談支援事業です。この事業についても説明しますね。

せいど きかん やくわり むすか ないよう おお わ ひょうげん か せつめい
制度や機関の役割は難しい内容も多いので、分かりやすい表現に変えて説明をしていますが、

き 聞いていてわからないところがあったら、「わかりにく〜い。」と言ってくださいね。もっとわか

りやすくはな どりよく
りやすく話せるよう努力しますね。

では わたし きかん そうだん き ゃ ら く た ー きかんしゃ どうじょう はなし じれい
では、私がいいつも基幹相談のキャラクターにつかっている『機関車くん』の登場で話（事例）

はじめ
を始めますね。